

外来生物について

平成22年4月19日

千葉県生物多様性センター 熊谷宏尚

外来生物はどれ？



外来生物はどれ？



「外来生物」とは

- 外来生物法では、
海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物
- 生物多様性ちば県戦略では、
外国から人為的に持ち込まれた種に加え、国内の別の地域から持ち込まれた種(国内外来種)も含めて扱う
- 千葉県で確認記録のある外来生物
動物 243種 植物 937種

「特定外来生物」とは

- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)により指定された生物種
- 輸入・販売・飼育・栽培・保管・運搬 ⇒ 禁止
違反者には、罰則あり(最高で懲役3年、罰金300万円(個人)もしくは1億円(法人))
- 国によって防除内容の公示が行われている
- 地方公共団体、NPO、団体・個人で、国の確認又は認定を受けることにより、防除を行うことができる





千葉県で確認記録のある 特定外来生物一覧

(哺乳類)	アカゲザル、 マスクラット、 アライグマ、 キョン
(鳥 類)	ソウシチョウ
(爬虫類)	カミツキガメ
(両生類)	ウシガエル
(魚 類)	チャネルキャットフィッシュ、 カダヤシ、 ブルーギル、 コクチバス、 オオクチバス、 ストライプトバス
(昆虫類)	セイヨウオオマルハナバチ
(甲殻類)	ウチダザリガニ
(貝 類)	カワヒバリガイ
(植 物)	オオキンケイギク、 ミズヒマワリ、 オオハンゴンソウ、 オオカワデシヤ、 ナガエツルノゲイトウ、 アレチウリ、 オオフサモ、 ポタンウキクサ

2010年3月現在

外来生物の起源

- ペット(カミツキガメ、アライグマ)
- 食用輸入生物(ウチダザリガニ)
- 牧草または混入植物(カモガヤ)
- 観賞用植物、蜜源植物(セイタカアワダチソウ)
- 緑化植物(ハリエンジュ)
- バラスト水由来生物(チチュウカイミドリガニ)
- 飼育動物(アカゲザル、キョン)
- 生物防除動物(ジャワマングース)
- その他

外来生物の予備軍



外国で勢力をふるう日本産の外来生物



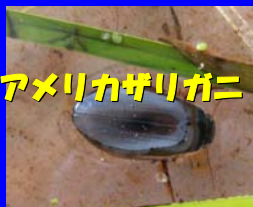
ワカメ
マガキ

スイカズラ

イタドリ

マメコガネ

在来生物を絶滅の危機に導く外来生物



アメリカザリガニ



マツノサイセンチュウ



タイリクバラタナゴ

外来生物の影響

- 在来生物と資源(餌生物、生活空間等)をめぐる競争し、在来生物の減少や絶滅をもたらす
- 在来生物を捕食し、在来生物の減少や絶滅をもたらす
- 在来生物と交雑することにより、遺伝子汚染をもたらす
- 病原菌、寄生生物等をもたらす
- 人体への被害をもたらす
- 農林漁業被害をもたらす
- 家屋、文化財等への被害をもたらす

外来生物被害予防三原則

・入れない ・捨てない ・拡げない

企業活動における外来生物のチェック事項

- 事業活動において、外来生物を導入する可能性はないか？
原材料や製品等の輸入・運搬
- 緑化の際、外来生物について配慮する必要があるか？
郷土種？ 外国産？
- ビオトープをつくる時に、外来生物を導入していないか？
どこから持ってきたの？

企業による生物多様性への取組推進に向けて

- 「企業と生物多様性セミナー」の開催
- 情報提供、技術支援
企業活動における生物多様性とのかかわりの点検・評価
CSRへの支援
- 生物多様性巡回展
生物多様性の普及啓発事業として、パネル展示を中心とした巡回展を実施。共同主催者を募集中。
- 生物多様性条約第10回締約国会議への参加
千葉県の企業を取組をアピール